

北海道釧路方面公安委員会告示第50号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、根室市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示する。

令和5年7月21日

北海道釧路方面公安委員会委員長 甲 賀 伸 彦

1 合意した者

- (1) 根室交通株式会社
- (2) 根室市長
- (3) 北海道運輸局長
- (4) 北海道釧路方面公安委員会

2 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、根室交通株式会社が管理する次の表に掲げる停留所とする。

	停留所名	進行方向別	所在地
1	市立病院前	北東	根室市朝日町2丁目24番地先
2	市立病院前	南西	根室市有磯町1丁目2番地先
3	有磯営業所前	南東	根室市栄町2丁目1番地先
4	有磯営業所前	北西	根室市有磯町2丁目7番地先
5	明治町1丁目	南東	根室市駒場町1丁目1番地11先
6	明治町1丁目	北西	根室市月見町2丁目5番地先
7	曙町	南東	根室市明治町1丁目1番地2先
8	曙町	北西	根室市曙町2丁目5番地先
9	月ヶ丘分岐点	南	根室市明治町2丁目16番地先
10	月ヶ丘分岐点	北	根室市光洋町1丁目1番地先
11	建設管理部前	南	根室市昭和町4丁目441番地先
12	建設管理部前	北	根室市宝林町4丁目287番地先
13	オワッタラウス	南西	根室市桂木182番地先
14	オワッタラウス	北東	根室市宝林町5丁目21番地先
15	車石入口	南	根室市花咲港183番地2先
16	車石入口	北	根室市花咲港173番地1先
17	花咲港	南	根室市花咲港91番地先
18	花咲港	北	根室市花咲港118番地先

3 停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の右欄に掲げる根室市の委託を受けて行う交通空白地有償運送の用に供する自動車とする。

運行事業者	自動車
根室交通株式会社	一般貸切旅客自動車運送事業者（根室交通株式会社）が行う区間運行の用に供する自動車